

益田市農業委員会第26回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)8月26日(金) 13:30~15:00
開催場所 市役所3階 大会議室

2. 出席 農業委員(15名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾 8番 佐原 晃子
9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩
13番 柳田 継男 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(1名)
14番 豊田 浩

4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕

6. 提出議案
議第 157号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 158号 農地でないことの確認について
議第 159号 農用地利用集積計画の決定について
議第 160号 農地等権利移動制限特例区域設定について
報第 134号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

7. 議事に参加した職員
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 26 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、10 番の篠原栄次委員、11 番の谷本大輔委員、よろしくお願いいいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染防止対策として農業委員のみの出席としており、農地利用最適化推進委員については出席停止としております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 157 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>1 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 3 筆 210 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番大畑です。現地確認は 8 月 13 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は個人住宅を建てるためです。隣接農地の所有者は申請人であり問題ありません。上水道が完備されたところです。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>2 番かもしま東町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま東町の畑 3 筆 512 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p>

<p>会長</p>	<p>雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番又賀です。現地確認は8月13日に大畑委員と行いました。申請地は〇〇の近くにあります。申請は貸駐車場を買受予定者が駐車場として整備し、近くの会社に貸し付けするそうです。隣接農地の承諾書もあり、土地改良区の意見書も添付されています。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>3番かもしま西町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号3番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑 1筆 440㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2番大畑です。現地確認は8月13日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は個人住宅を建てるためです。隣接地に農地がありますが南側に面しており日照は問題ありません。耕作者の承諾書も添付されています。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>4番高津二丁目</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号4番 本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、高津二丁目の畑 1筆 245㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p>

会長	<p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は8月20日に澁谷推進委員と行いました。場所は〇〇へ抜ける道の途中で〇〇です。この案件は所有者が駐車場として貸したいということで地目を調べたところ農地だということが判明したものです。30年前ぐらいから自身の駐車場として利用していたようです。農地としての自覚がなかったそうで顛末書及び水利関係者の承諾書が添付されています。問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	5番横田町
事務局	<p>整理番号5番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田 4筆 1598㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
北條義洋委員	<p>9番北條です。現地確認は8月17日に領家推進委員と行いました。申請地は〇〇に抜ける〇〇にあります。所有者の農地が4枚ありまして、これまで頑張って作ってこられました。高齡により耕作できなくなり、所有者以外に耕作者がいないこと、また場所が悪いことなどから農業を続けることが困難となり今回の申請に至りました。隣接農地の同意書も出ており、土地改良区の意見書も添付されております。特に問題はないと思います。</p>
会長	6番神田町
事務局	<p>整理番号6番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、神田町の田及び畑2筆 1655㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p>

<p>会長</p>	<p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>篠原栄次委員</p>	<p>10番篠原です。現地調査は8月24日に椋木昭雄推進委員と行いました。場所は〇〇近くの〇〇になります。所有者は高齢で保安全管理もままならないということで今回の申請に至ったということです。申請は太陽光発電設備を設置するというので、周辺の耕作者への合意形成もされており、また隣接農地の承諾書も添付されていることから問題ないと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>7番向横田町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号7番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、向横田町の田及び畑4筆 969㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>篠原栄次委員</p>	<p>10番篠原です。現地調査は8月24日に椋木昭雄推進委員と行いました。場所は〇〇を渡って400mほど山手の方へ行ったところで〇〇になります。以前から周辺で太陽光発電設備が設置されていますが、同様の案件となります。譲渡人が高齢となり耕作できなくなったため今回の申請に至りました。農地ではありますが耕作されていない状況で周辺農地への影響もなく問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は7件です。ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 157 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 158 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。 1 番をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 申請地は高津五丁目の合計 1 筆 310 m²です。昭和 20 年頃から宅地として利用しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。 ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>会長 担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>須藤寿人委員 3 番須藤です。現地確認は 8 月 20 日に渋谷推進委員と行いました。場所は〇〇で住宅地に入った所にあります。周辺は住宅地ですがその中にあります。農地法施行以前から住宅が建っておりましたので問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>会長 本日は 1 件です。ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 158 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 159 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 5 件、再設定が 1 件の計 6 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 8 件、再設定が 2 件の計 10 件、合計 16 件です。</p>
--	--

事務局	<p>新規の利用権設定 5 件のうち、議事参与の委員がおられますので先に審議いたします。</p> <p>議事参与の委員は随時指示しますので、退室をお願いします。</p> <p>初めに整理番号 6 番 匹見町紙祖 議事参与の〇〇委員は退室ください。 ※〇〇委員退室 事務局説明をお願いします。</p> <p>整理番号 6 番 申請地は匹見町紙祖の畑 4 筆 計 5,753 m²です。2 年 7 ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>この件でございますが、匹見町の広高山のわさび団地を今回借り受けて耕作するものです。耕作者はわさびで〇〇されており現在営農されておられますので問題ございません。</p> <p>議事参与の案件につきまして、先に審議いたします。 何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、承認といたします。 ※〇〇委員入室 それでは、初めに戻りまして新規利用権設定のみ説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番から 3 番にかけては借り手が同じなので一括します。 申請地は、遠田町の畑 6 筆 6,478 m²です。4 年 7 ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員より報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 8 月 20 日澤江推進委員と行いました。場所は〇〇の海側にあたるようになります。耕作者は以前から今回の圃場を作っておられました。この度きちんと契約して作られるということで問題ないと判断します。</p>
会長	<p>4 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 4 番 申請地は、遠田町の畑 1 筆 5,446 m²です。1 年の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員より報告をお願いします。</p>

吉村太委員	4番吉村です。現地確認は8月20日澤江推進委員と行いました。場所は〇〇です。〇〇の耕作者が借り受けてぶどうをはじめるといことなので問題ないと判断します。
会長	<p>続いて一括申請の説明に移ります。</p> <p>新規の利用権設定8件のうち、議事参与の委員がおられますので先に審議いたします。</p> <p>議事参与の委員は随時指示しますので、退室をお願いします。</p> <p>初めに整理番号10番美都町仙道 議事参与の〇〇委員は退室ください。 ※〇〇委員退室 事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号10番 申請地は、美都町仙道の田5筆 2,692㎡です。10年7ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	担当地区委員より報告をお願いします。
佐原晃子委員	8番佐原です。現地確認は8月21日に永見推進委員、寺戸推進委員、田中委員、美都田中課長と行いました。場所は〇〇の近くで耕作者の圃場の隣接地になります。申請地はきれいに管理されており耕作者のハウスの隣であることから問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	<p>議事参与の案件につきまして、先に審議いたします。</p> <p>何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、承認といたします。 ※〇〇委員入室</p> <p>それでは、初めに戻りまして、整理番号6番の再設定を除く整理番号1番から8番にかけては借り手が同じなので一括をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番から8番については、借り手が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、遠田町の田15筆、畑1筆 合計10,427㎡及び、津田町の畑2筆1,858㎡の合計12,285㎡です。1番から6番にかけては3年4ヶ月間の使用貸借権設定、8番については3年4ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	担当地区委員より報告をお願いします。

吉村太委員	<p>4番吉村です。現地確認は8月20日澤江推進委員と行いました。場所は○ ○になります。耕作者は牛を飼っており耕作地を利用して牧草を採取するとい うことなので問題ないと思います。</p>
会長	<p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が5件、再設定が1件の 計6件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が8件、再設定が2 件の計10件、合計16件です。</p> <p>何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第159号 農用地利用集積 計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第160号 農地等権利移動制限特例 区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>1番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>申請地は、須子町の畑2筆 284㎡です。申請地が所在する高津地区の下限 面積は30aです。区域の指定を受けようとする理由は、農地の管理が困難な ため、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となるこ とが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第17条第2項各号及び益田市農地等権利移動 制限特例区域設定申出制度実施要綱第2条第1項各号の規定に該当しており ます。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と 申出者の連名で農地法第3条の規定による許可申請が提出され、所有権の移 転についてご審議いただく運びとなります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は8月20日に澁谷推進委員と行いました。場所は ○○を挟んだ向かい側にあります。現地確認時に譲受予定者と○○が畑を耕 作されておられましたので聞き取りを行っています。問題はないと思います。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>整理番号2番をお願いします。</p>

事務局	<p>申請地は、飯浦町の田 1 筆 1,717 m²です。申請地が所在する小野地区の下 限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、農地の管理が困難 なため、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となる ことが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動 制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しており ます。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と 申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移 転についてご審議いただく運びとなります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
柳田継男委員	<p>13 番柳田です。現地確認は 8 月 19 日に宮内推進委員と行いました。場所は 〇〇に行く途中の入ったところで〇〇です。耕作予定者の家の近くで目の前 が申請地となっています。〇〇にも確認しましたが果樹を植えて管理される ということで確認をとっておりますので問題ないと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本日は 2 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問など ございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 160 号 農地等権利移動 制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願い します。</p>
事務局	<p>報第 134 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出につ いて</p> <p>届出件数は、12 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望 はありません。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので第 26 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。</p>
----	--